

## 川崎市税告示第2号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき川崎市長が決定した川崎市に存在する固定資産の令和7年度の価格等の全てを、同法第411条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳へ登録しましたので、この旨を同法第411条第2項の規定に基づき告示します。

令和7年4月1日

川崎市長 福田紀彦